

令和二年 第二回（六月）市議会定例会

（令和二年五月二十九日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和二年第二回 六月 大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件の概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。次第であります。

はじめに、国内外で拡大いたしております「新型コロナウイルス感染症」により、お亡くなりになった方々、また、医療機関に入院し闘病生活を続けている方々にお見舞いと哀悼の意を表します。

さて、昨年十二月に、原因不明の肺炎が発生して以来、瞬く間に、感染症は全世界に拡がり、三月に入ると、首都圏などを中心に急激に感染が拡大したことから、政府は四月七日に首都圏を含む七都府県を対象に緊急事態宣言を発出し、四月十六日には、山梨県も含む全国に緊急事態宣言を拡大いたしました。そのため、私は、防災無線やホームページで、今年のゴールデンウィークは、人と人との接触八割削減を図るため、不要な外出の自粛を強く要請するとともに、三密を作らない、近づかないなど、市民一人ひとりが、これまで以上の自己防衛をするよう要請をしたところであります。

その後、五月十四日には、山梨県が緊急事態宣言の対象から外れることとなりましたが、本市は、東京都をはじめ首都圏域に、多くの市民が通勤や通学をしていることから、引き続き、日常生活の中での「新しい生活様式」に基づき、手洗いやマスクの着用、こまめな換気と健康チェックなど、感染予防対策を市民の皆様をお願いをいたしました。

本市では、二月二十三日からの市主催のイベントや会議の自粛、社会教育施設等の休館、手洗い、マスクの着用や外出自粛の徹底等を防災無線やホームページで市民の皆様にご周知をいたしました。

また、三月七日には、「大月市コロナウイルス対策本部」を設置し、保健介護課に相談窓口の開設、庁内への洗剤や消毒液の設置、窓口対応職員のマスク着用、都留市及び上野原市と連携しての救急搬送体制の強化、中央病院での患者受け入れ態勢の準備などを進め、感染防止の庁内体制の強化を図ってまいりました。

小中学校では、三月三日午後から春休み終了までの期間を臨時休校とし、卒業式や入学式は、規模の縮小や簡素化により時間を短縮して実施いたしました。

しかし、国の緊急事態宣言を受け、四月九日から再び臨時休校とし、児童生徒は、自宅での長い自主学習が続いておりましたが、今週二十五日から学校を再開し、一週間は半日授業で小規模校以外は分散登校とし、来週、六月二日からは平常授業とする予定であります。

また、多くの企業や個人などから寄附金をはじめ貴重なマスクや消毒液などを寄附していただいたことから、市内の小中学校や保育所、介護事業所などで利用をさせていただくことといたしました。

県内では、これまで(五月二十七日現在)六十例の感染者が確認されておりますが、幸いにも、本市での感染者は、確認されておりません。

また、緊急事態宣言も解除されましたが、まだまだ感染拡大の可能性は排除できず、もう少しの間、不要な外出の自粛、手洗い、マスクの着用など、一人ひとりができる感染予防対策を徹底していただくとともに、これからも市として市内事業者の方にも支援等の対策をしてまいりたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

国では、本年度の補正予算により、休業による事業者や個人への助成、補償と国民を対象とした十萬円の特別定額給付金、持続化給付金など様々な支援や助成制度を進めております。

本市でも財政的に厳しい状況ではありますが、各種の支援事業を国、県と連携して実施することとし、専決予算などに事業費を組み入れました。

本市における新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる対応とそれに伴う自粛等による影響をうける市民や事業者向けの支援対策について説明いたします。

まず、国が支給を行う「特別定額給付金事業」についてであります。

国は、一人当たり十萬円を一律給付することを四月三十日に決定し、本市でも早急な支給を目指し、全庁体制で事務を進めてまいりました。

五月八日にはオンラインによる申請の受付を開始し、十四日には市内の全世帯に対し、郵送による申請書を送付したところであります。

二十七日現在の申請受付数は、九千百三十四世帯と八十八パーセントを超えており、そのうち八千五百一世帯には、既に支給をいたしました。

また、本市の独自支援策といたしましては、「がんばろう大月・子育て応援特別給付金・商品券配付事業」として、十五歳以下の児童手当を受給する子育て世帯に、子ども一人当たり現金五千円に加え市内飲食店で利用できる五千円分の商品券を配付することといたしました。

商品券は、五月二十二日には発送を終え、既に受けとられたご家庭では飲食店のテイクアウトなどにご利用していただきたいと思っております。

外出自粛に伴う、飲食店の売り上げ減少は、お店の存続に影響するほど大きく、一方、学校の休校に伴う家庭での食費などの増加は、子育て世帯の大きな家計の負担となっております。この商品券の活用により、少しでも負担を減らすことができればと考えております。

また、飲食店支援策として四月には「大月フードエイドプロジェクト」を立ち上げ、市内の飲食店のテイクアウトを推進するため、ツイッターによるお店の情報発信や広報おつき五月号へのお店紹介チラシの折り込みを実施いたしました。

飲食店ではテイクアウト用の新たなメニュー開発など工夫を凝らし、新しい顧客確保に努めておりますのでご利用をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症が無くなった訳ではなく、今後も感染防止に努めていただくために、市内の全世帯にマスク五十枚を配付することとし、昨日から順次、市政協力委員長の皆様にお届けしております。

これらの支援策につきましては、市ホームページなどで随時お知らせしておりますが、できるだけ多くの皆様に周知するため、今月十六日には新聞折り込みで広報おつきの号外を発行し、支援策を紹介させていただきました。

また、本市独自の新たな助成事業等を第二弾として今定例会の会期中に方針を決め、最終日に追加提案させていただくこととしておりますので、議員各位のご協力をお願いします。

次に、諸行事の報告であります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、本市では主催事業の自粛や延期を決定し、例年実施しております「市政協力委員長嘱式」と「消防団辞令交付式」は、年度初めの重要な式典ではありますが、中止とさせていただきます。

また、四月四日に予定されていましたが、大月市観光協会の主催による「第三十一回大月さくらまつり」は、コスプレイヤーをメインターゲットとして「周遊さくらバス」と合わせ、多くの市外、県外からのお客様をお迎えするため、昨年末から準備を進め、大きな期待を寄せておりましたが残念ながら中止となっております。

さらに、大月の夏の風物詩として定着している「かがり火市民まつり」につきましても、阿波踊り出演者をはじめ、多くのお客様の安全を考慮し、実行委員会による中止が決定しております。

多くのイベントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止や延期となっておりますが、来年の開催に向けて準備を進めてまいりますので、市民の皆様のご理解をお願いいたします。

次に、社会教育関連施設の再開についてであります。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、三月四日から全ての施設を休館や使用休止とさせていただいておりますが、五月十四日、国の緊急事態宣言が解除されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」などに基づき、適切な感染防止対策を図ったうえで、図書館・郷土資料館及び屋外運動施設である陸上競技場・野球場・テニスコートについて、開館及び使

用貸出を五月二十日から再開いたしました。

なお、市民会館や総合体育館などの屋内施設につきましては、引き続き休館とさせていただきます。

市民の皆様には、長期間にわたり利用ができず、ご不便をおかけしていますが、ご理解いただくとともに、再開した施設等の利用に際しましては、感染防止対策の徹底にご協力をお願いいたします。

それでは、当面する諸課題を踏まえ、特に意を注いでおります主要事業等につきまして、ご説明を申し上げます。

はじめに、「ふるさと納税の状況について」であります。

本市では、ふるさと納税業務支援業者である「株式会社さとふる」と、「楽天株式会社」、「ふるさとチョイス」に委託し、この三つのサイトにおいて運用しております。

昨年度におきましては、三億九千万円を超える多くの方々からご寄附をいただくことができました。

本年度においては、クラウドファンディングの活用に着手しておりますが、加えて返礼品の増加に取り組み、さらに多くの大月ファンを増やしていきたいと考えております。

今後、新型コロナウイルスの影響から、市税等の減少が見込まれるなど、厳しい財政状況が予測されることから、ふるさと納税は、財政健全化に向けて大きな鍵となると考え、コロナ対策の寄附を受け付けることとし、市外の方ばかりではなく、市民や市内の企業、団体の方からも寄附の申し出をいただいております。

今後も、本市の魅力を広くPRしながら、寄附者を増やし、寄附額五億円を目指してまいります。

なお、六月一日からは、出張所でも寄附金の受付を開始しております。

次に、市立中央病院の経営についてであります。

昨年四月に、地方独立行政法人へ移行した市立中央病院であります。市が策定した「中期目標」に沿った「中期計画」の目標達成に向け、佐藤理事長と山崎院長を先頭に職員が一丸となって、安心な医療の提供、経費削減による経営改善などに取り組んでいるところであります。

その状況であります。昨年八月には常勤医や看護師不足などから、これまでの三病棟から二病棟に縮小したため、入院収益は減少したものの、薬品費や診療材料費などの経費削減に取り組んだことから、収支につきましては、中期計画の目標数値を上回る決算となる見込みであります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、病院運営も厳しい状況ではあります。徹底した感染対応の上、市民の安全を第一に医療サービスの提供に

努めていくこととしておりますので、市民の皆様にはご協力をお願いいたします。

今後、「中期計画」の進捗状況や経営状況などを情報共有しながら、市立中央病院の経営健全化に向けた取り組みに、市として協力をしてまいりたいと考えております。

次に、「ふるさと教育の推進について」であります。

本市においては、これまで「大月っ子楽習サロン」、「大月家庭塾」、「大月仕事塾」、「大月サマースクール」及び、「大月市英語体験活動」など、市独自の教育施策を展開し、様々なかたちでの教育支援を行っております。

本年度におきましては、新型コロナウイルスの影響により、「英語体験活動」は中止といたしますが、その他事業につきましては、その充実を図りながら実施し、子どもたちの人間力や学力の育成に努めてまいります。

次に、「教育のICT化に向けた整備について」であります。

国のGIGAスクール構想によるICT整備のうち、児童生徒一人一台パソコン整備につきましては、年次計画で進める予定でしたが、国の補正予算成立に伴い、本年度に未整備分の千三十台余りすべてを、購入及びリースで導入することとし、追加分を六月補正予算に計上させていただきました。

このほかに、六十五インチ電子黒板、実物投影機等の購入及び校内無線LANの環境整備を予定しております。

また、新型コロナウイルスによる小中学校の長期休校に伴い、学校と児童生徒の家庭をつないだ、オンライン学習ができる環境整備の必要性が高まりました。

このため、市では、インターネット環境が整っていない家庭に対し、端末機器とともに貸出用のモバイルルーターを購入し、オンライン学習ができる環境整備をすることいたしました。

次に、「大月市第八次健康増進計画」では「地域全体で子育て世代を支え、楽しみや喜びを感じ、安心して子育てのしやすいまちづくり」を掲げ、新たな子育て支援策として、本年四月から、「子育てアプリ おおつき」を導入し、子育てに関する情報を手軽に入手できる環境づくりをいたしました。

このアプリは、スマートフォンやタブレット端末及びパソコンに対応したサービスで、母子健康手帳の記録や予防接種のスケジュール管理が可能となるとともに、市からは、出産、育児に関する情報はじめ、各種の制度とその手続きの案内や、その他様々なお知らせも発信していく予定です。

さらに、試行的に六月から半年間、妊婦さんのコロナウイルスに関連した不安や悩みについて、民間事業者が運営する「オンライン相談」を実施することとし、六月八日に連携協定を締結する予定としております。

これからも、安心して子育てができる地域づくりを目指してまいります。次に「大月市滞在価値創出事業」についてであります。

これまでインバウンドをはじめとする多くの来訪者が大月に立ち寄ることなく富士山周辺の観光地に向かっています。通過するだけでなく滞在していただくよう、また、本市の魅力を感じ移住定住につなげられるよう、国の地方創生推進交付金を活用し、様々な取り組みを実施していくことといたしました。まずは、本業務を委託する大月市観光協会を充実することが必要であり、新たに職員を増員し、本事業を推進するとともに観光情報の発信など、観光案内業務の強化・充実に努めてまいります。

また、これまで駅前配置されておりました観光案内所を改修し、売場面積の拡大と品ぞろえの充実を図ることで消費額の拡大と市内の農産物や加工品、物産などのお土産を扱う市内事業者の産業振興を推進してまいります。

さらに、駅から近い国道沿いに観光案内所と移住定住相談を行う「つきの駅」を新たに整備し、本市のシティプロモーションと魅力発信を行ってまいります。これらの整備については先週から着工し、六月中には完成する見込みとなっております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出自粛により、現時点では観光客の呼び込みも積極的に行えないことから、時勢にあった取り組みを最大限に行い、今後の本市の観光情報の発信拠点となるよう事業を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

以上、コロナ対策関連と主要事業などにつきまして申し上げ、このような状況の中です。市民の皆様は、市民の皆様の安心、安全と本市の地域活性化を図ってまいりますので、議員各位をはじめ、市民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、報告が一件、条例案件が三件、予算案件が一件、その他の案件が一件の計六件であります。

はじめに、報告第一号「専決処分事項について承認を求めらるる件について」であります。

これは、地方自治法第七十九条第一項の規定により専決処分いたしましたものを、同条第三項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものであります。専決処分いたしましたものは、条例関係が八件、補正予算が五件の計十三件であります。

まず、条例改正の専決であります。専決第一号「議会の議員その他非常勤

の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる会計年度任用職員について、公務災害補償等に係る補償基礎額の規定を整備する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第二号「大月市税条例等の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等及び自動車重量譲与税法施行規則の一部を改正する省令等の公布に伴い、住民税のひとり親の非課税措置対象の追加及びひとり親の所得控除の追加、固定資産税の使用者課税の規定の整備等を行う必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第三号「大月市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」であります。

これは、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の公布に伴い、引用条文の改正をする必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第四号「大月市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の賦課限度額の引き上げ並びに低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直しを図る必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第五号「大月市国民健康保険条例の一部を改正する条例」であります。

これは、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に、傷病手当金を支給するための改正をする必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第六号「大月市介護保険条例の一部を改正する条例」であります。

これは、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、低所得者に対する保険料軽減の強化に関する改正を行う必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

次に、専決第七号「大月市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」であります。

これは、一般職の職員の給与に関する法律の公布に伴い、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の改正及び民法の一部を改正する法律の公布により、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を改正する必要があることから、所要の改正を行ったものであります。



次に、専決第八号「大月市税条例の一部を改正する条例」であります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、徴収猶予制度の特例に伴う手続きの整備、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減、わがまち特例の拡充、軽自動車税環境性能割の軽減延長等を行う必要があることから、所要の改正を行ったものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、地方譲与税や交付金、国の補助事業等の確定による事業費の精査及びふるさと大月応援寄附金の追加等により予算編成を行いました。

専決第九号「令和元年度大月市一般会計補正予算（第七号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、歳出では、総務費は、職員退職手当等の追加及びプレミアム付き商品券事業助成費の確定による減額と財政調整基金積立金などで、九千八百万円余りの増額、民生費では、新型コロナウイルス感染症防止対策として、小学校の臨時休校に伴う学童クラブ開所経費として、百四十万円の追加、衛生費では、中央病院への貸付金の減額など一千八百万円余りの減額、農林水産業費では、県営事業の農村地域防災減災事業及び農業基盤整備事業の事業費確定により、一千百万円余りの減額、教育費では、学校ICT事業の精査等により三千五百万円余りの減額、災害復旧費では、災害査定による補助対象事業費の確定による二千九百万円余りの減額と合わせ、歳出の合計は、五百万円余りの増額となりました。

歳入につきましては、地方交付税、国庫・県支出金、ふるさと大月応援寄附金、繰入金の追加により対応しております。

次に、専決第十号「令和元年度大月市大月短期大学特別会計補正予算（第三号）」についてであります。

これは、教員の退職手当の追加をするもので、歳入歳出ともに百四十万円余りを増額するものです。

次に、専決第十一号「令和元年度大月市下水道特別会計補正予算（第四号）」についてであります。

これは、民間資金の借り換えを取りやめたことから、歳入歳出ともに四千万円を減額するものであります。

これらは、いずれも三月三十一日に専決処分したところであります。

次に、専決第十二号「令和二年度大月市一般会計補正予算（第一号）」として、五月一日付けで、専決処分した補正予算についてですが、これらは新型コロナウイルス感染症対策関連予算となっております。

主な補正内容ですが、歳出では、総務費で、国民一人当たり十万円を給付する特別定額給付金事業関連経費として、二十三億八千万円余りとなっております。

す。

民生費では、国の子育て世帯への臨時特別給付金事業として、児童手当の受給者の方に児童手当に一万円を上乗せするための経費として、二千二百万円余りで、それに本市の独自事業として、対象児童一人につき特別給付金五千円と市内の取扱飲食店でのテイクアウトや出前で使える特別商品券五千円分を支給する「がんばろう大月・子育て応援特別給付金等事業」の経費、二千万円余りと、登園自粛要請により登園自粛を行った保護者に対し、自粛日数の副食費を無料とするための「がんばろう大月・副食費助成事業」として、二百四十万円余りを、また、それらと合わせ、公立、民間の保育所等の保育料も免除することといたしました。

衛生費では、本市の独自事業として、市内の介護事業所や学童クラブ、小中学校、保育所等への支援として、消食用アルコールと非接触型体温計の配付経費として、百四十万円余り、また、市内全世帯へ一世帯に五十枚のマスクを配付する経費として二千六百万円余りと合わせ二千七百八十万円余りとなっております。

商工費では、「中小企業者資金融資促進事業」として、融資認定を受けた事業者への信用保証料の助成経費として、百万円を、教育費では、今後、市内小中学校での休校に備え、インターネットを視聴できる環境のないご家庭に対し、モバイルルーター等を貸与し、WiFi環境を整備することで「オンライン学習」を可能とするための経費として、二百三十万円余りを計上いたし、歳出合計は、二十四億五千七百万円余りとなっております。

なお、これらの歳入では、民生費では、登園自粛に伴う保育料の無料化に伴い、保護者負担金を四百四十万円余り減額し、国庫支出金では、特別定額給付金事業費補助金と子育て世帯への臨時特別給付金事業費補助金を合わせ、二十四億円余りと、財源調整の財政調整基金繰入金、五千八百万円余りなどと合わせ、歳入合計は、二十四億五千七百万円余りとなっております。

次に、専決第十三号「令和二年度国民健康保険特別会計補正予算(第一号)」であります。

これは、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当支援経費として歳入歳出で三百万円を追加するものであります。

以上が、報告第一号の専決処分についての説明であります。

次に、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第二十九号「大月市小林宏治 育英奨学 基金条例中改正の件」についてであります。

これは、基金を取り崩して事業を実施しておりますが、低金利のため運用益

での事業実施が困難となったため、基金の額を規定する条項を削除する必要があることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第三十号「大月市手数料条例中改正の件」についてであります。これは、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、マイナンバーカードへの移行拡大により、通知カードの再交付が不要となることから、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第三十一号「大月市ひとり親家庭 医療費助成に関する条例中改正の件」についてであります。

これは、医療保険各法の規定による高額療養費及び高額介護合算療養費の給付を優先し、それに該当しない負担分を助成の対象とする等の改正を行う必要があることから、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、国の補助事業等の増額による事業費の追加により予算編成を行っております。

議案第三十二号「令和二年度大月市一般会計補正予算（第二号）」についてであります。

主な補正内容といたしまして、総務費では、一般財団法人 自治総合センターに採択された一般コミュニティ助成事業による経費の増額など、教育費では、学校ICT事業の児童生徒一人一台パソコン導入が、新型コロナウイルス感染症対策のため、前倒しでの実施が可能となったため、五千万円余りの増額により、歳出総額は、五千六百四十二万円の増額となっております。

歳入につきましては、国庫支出金、コミュニティ助成金、繰入金の追加により対応しております。

続きまして、その他の案件についてご説明申し上げます。

議案第三十三号「大月市農業委員会委員の任命につき 認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求める件」についてであります。これは、大月市農業委員会委員の任命について、認定農業者等が委員の過半数に満たないため、委員の少なくとも四分の一を認定農業者等又は準ずる者になりたいので、農業委員会等に関する法律施行規則第二条第二号の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。